

(市外小中学校用)



## 大野市3人っ子給食費助成事業

～第3子以降の学校給食費を助成します！～



3人以上のお子さんを養育している方に、第3子以降のお子さんの学校給食費を助成します。助成を希望する方は交付申請書を大野市教育総務課に提出してください。

### 【助成の対象となる方】

次のいずれの要件にも該当する方が助成の対象となります。

- ・3人以上のお子さんを養育していること（お子さんの年齢は問いませんが、就職や結婚で自立しているお子さんは対象外です）
- ・第3子以降のお子さんが市内に住所を有していること
- ・第3子以降のお子さんが、市外小中学校に在籍していること
- ・世帯に市税の滞納がないこと

### 【助成金の額と交付方法】

第3子以降の学校給食費相当額を、学年末に保護者が指定する口座に振り込みます。

学校給食費に対して国や県から給付を受けた場合（就学援助費、特別支援教育就学奨励費等）は、学校給食費から国や県からの給付額を差し引いた金額が助成金額となります。

### 【助成金の申請方法】

助成を希望する方は、毎年度、同封の交付申請書を大野市教育総務課に提出してください。交付申請書を提出した月の最初の日から学校給食費を助成します。4月中に交付申請書を提出した場合は4月1日から助成対象になります。

### 【助成金の請求方法】

当該学年の学校給食が全て終わってから、同封の交付請求書に学校給食費証明書を添えて大野市教育総務課に提出してください。学校給食費証明書は、在学する学校に発行してもらってください。

交付申請書、交付請求書は下記のURLからダウンロードすることもできます。



### 【申請・問い合わせ先】

〒912-8666 大野市天神町 1-1

大野市役所 2階 25番窓口

大野市教育委員会教育総務課学校教育グループ

0779-66-1111（内線 2807）

<http://www.city.ono.fukui.jp/kosodate/sho-chugakkou/3ninkko.html>